

政府からのお知らせ

みなさまのための

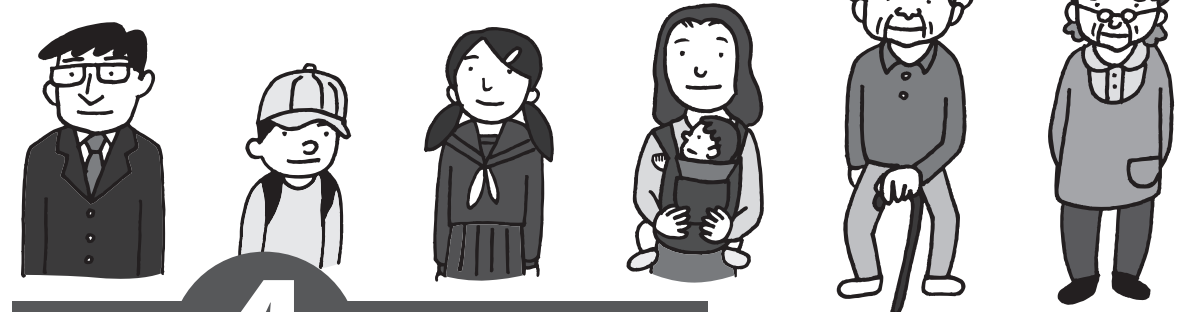
生 活

再建ハンドブック

〈平成23年11月30日発行〉

第3次補正予算（11月21日成立）に

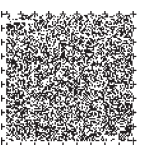
盛り込まれた項目を追加しました。



vol. **4** 生活再建版

ご自由にお持ち帰りください。

事業再建ハンドブックもあわせてご活用ください。



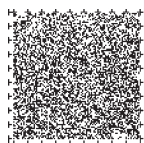
※この冊子は音声コードが各ページに印刷されています。

すべては一日も早い 被災地の生活再建・安心のために――。

11月21日、東日本大震災・原子力災害からの
本格的な復興に向けた対策などを進めるため、
約12兆円の第3次補正予算が国会で成立しました。

このハンドブックは、第1次補正予算、第2次補正予算の内容を
お知らせした「生活再建ハンドブック vol.3」(8月12日発行)に、
今回の第3次補正予算に盛り込まれた項目を追加した
「改訂増補版」として、みなさまにお届けするものです。

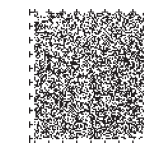
みなさまの生活再建のため、ぜひお役立てください。



被災されたみなさまへ

- 6 東電福島原子力発電所事故のこと
- 12 おかねのこと
- 16 住まいのこと
- 22 しごとのこと
- 31 年金のこと
- 32 医療・福祉のこと
- 42 子育て・教育のこと
- 48 女性の悩みのこと
- 50 がれき・災害廃棄物処理のこと
- 52 県・市町村役場連絡先一覧
- 57 お問い合わせ一覧

住宅に大きな被害を受けられた方、
生活再建支援金ってご存知ですか？
詳しくは12ページをご覧ください。



第1次補正予算(5月2日成立)

総合計4兆153億円

被災者支援関係経費
2兆821億円

- 災害救助等関係経費
- 中小企業、農業漁業者への融資
- 施設費災害復旧費 など

原子力損害賠償法等関係費
2,593億円

- 自衛隊・消防・警察・海上保安庁活動経費

公共事業、災害廃棄物処理関係経費
1兆5,538億円

地方交付税交付金
1,200億円

第2次補正予算(7月25日成立)

総合計1兆9,988億円

被災者支援関係経費
3,774億円

- 被災者生活再建支援金
- 事業再建の支援 など

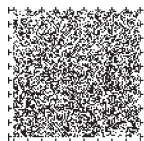
原子力損害賠償法等関係費
2,754億円

- 福島県 健康基金
- 放射能モニタリングの強化 など

東日本大震災復旧・復興予備費
8,000億円

地方交付税交付金
5,455億円

※合計額には、この他に、東日本大震災復興対策本部に必要な経費(5億円)を含む



第3次補正予算の全体像

総合計12兆1,025億円

(東日本大震災関係経費 11兆7,335億円)

被災者支援、復旧・復興関係経費
被災者のみなさまの
生活再建・事業再建を支援します

3兆2,288億円

- 災害救助等関係経費
- 中小企業、農業漁業者等への融資
- 雇用、住宅、医療、介護、福祉関係 など

原子力災害復興関係経費
原子力発電所事故の
収束に向けて取り組みます

3,558億円

- 除染に関する経費
- 福島県原子力災害対応・復興基金(仮称)

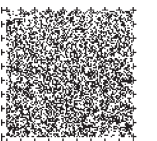
公共事業、災害廃棄物処理関係経費
インフラの復旧や
がれきの処理を進めます

1兆8,594億円

- インフラ復旧に向けた公共事業等の追加
- 災害廃棄物等処理等

東日本大震災復興交付金
地方公共団体自らの復興プランの下の
地域づくりを支援し、復興を加速させます

1兆5,612億円



東電福島原子力発電所事故のこと

子どもをはじめ、みなさまの健康の確保のために

1 福島県民のみなさまの健康確保のための基金を創設しました →2次補正 962億円

国からの交付金をもとに福島県が基金を創設し、福島県が県民の健康確保のためにさまざまな取り組みを行います。

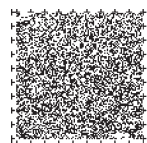
〈取り組まれる事業の例〉

- 福島県民全員を対象とする、被ばく量推定のアンケート



- 福島県内の全ての子どもを対象とする、継続的ながん検診

- 福島県内の全ての子ども・妊婦を対象とする、個人用積算線量計(フィルムバッジ)の貸与



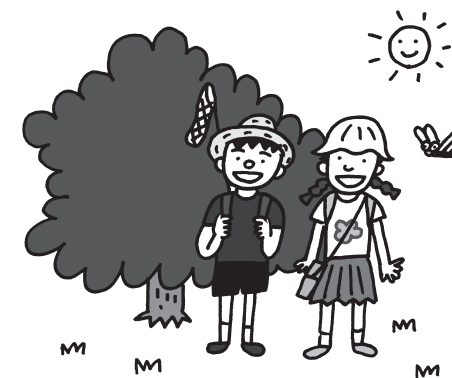
縦型ホルボロマイカウンター

- 専用の測定装置などを整備し、内部被ばくの検査体制を強化



- 子どもが頻りに利用する場所(学校、公園など)での、除染活動

- 福島県内の小・中学生の希望者を対象とする、自然体験活動などの実施など



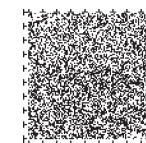
お問い合わせ先 福島県保健福祉部健康増進課

TEL 024-521-7236 (月~金 8:30~17:15 祝日除く)

FAX 024-521-2191

2 校庭などの土壌入れ替えの費用を補助しています →2次補正 50億円

子どもが受ける放射線量を減らすため、校庭や園庭の空間線量が毎時1マイクロシーベルト以上の公立・私立学校や児童福祉施設などを対象に、表土除去処理事業の費用を補助しています。



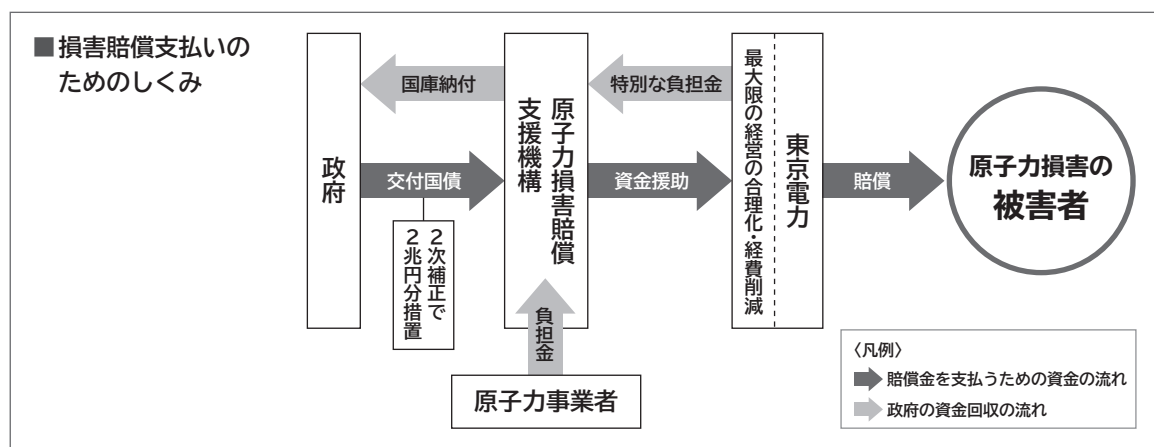
東電福島原子力発電所事故のこと

関係者のみなさまへの賠償を迅速、適切に行うために

1 賠償支払いに必要な予算、仕組みを万全にします

東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故により生じる原子力損害に関して、事故との相当因果関係が認められるものについては、東京電力より、損害に対して適切な賠償が行われることとなります。

- 政府として、この損害賠償の支払いが迅速、適切に行われるよう、原子力損害賠償の支援を行う機構を新たに設立し、政府から機構に最大2兆円の国債を交付し、損害賠償の支払いを支援します。



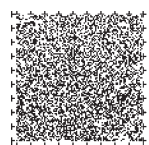
- 東京電力と被害者間の賠償を円滑に進めるため、文部科学省に原子力損害賠償紛争審査会を設置し、原子力損害の範囲の判定などに関する指針を策定しています。
- また、原子力損害の賠償に関する紛争が生じた場合には、同審査会において和解の仲介を行います。

お問い合わせ先 賠償の手続きなどについて

東京電力 ☎0120-926-404 (月～日 9:00～21:00)

原子力損害賠償制度及び原子力損害賠償紛争審査会について
原賠ホットライン

TEL 03-5537-0245 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)



放射能に関するみなさまの不安を減らすために

1 福島県や全国の放射線モニタリングを強化し、把握した情報を提供します

→1次補正 17億円

→2次補正 235億円

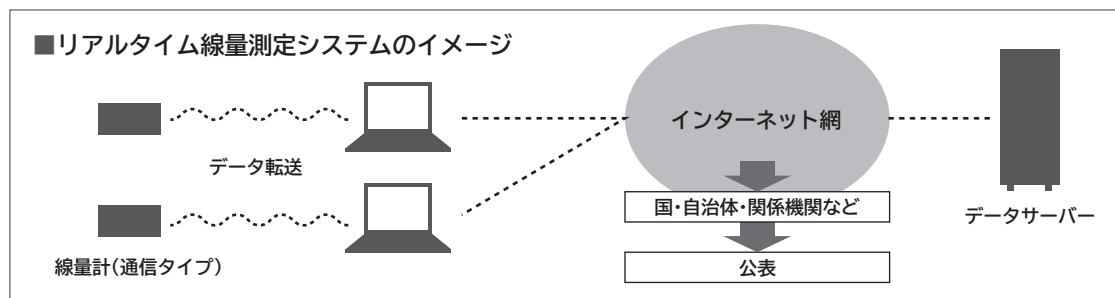
福島県および全国の放射線モニタリングデータの把握をさらに充実・強化します。また、把握した情報は、ホームページなどを通じてみなさまに提供してまいります。

- 福島県内の放射線量の状況を広域的に把握し、学校や地域住民の安全・安心の確認に活用します。
- 可搬型モニタリングポストを福島県内の全市町村に計354台、および福島県隣接県(宮城、山形、新潟、群馬、栃木、茨城)に130台設置中
- 小・中・高校、幼稚園、保育所、公園などにリアルタイムで放射線量を測定するシステムを導入し、測定結果をリアルタイムで公表します



可搬型モニタリングポスト

■ リアルタイム線量測定システムのイメージ



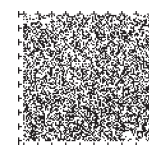
- 全国における放射線モニタリングを強化します。
- 全国にモニタリングポストを計250台増設中
- 青森県から愛知県まで(現在は福島県と隣接県の一部)におよぶ広域的な放射線量分布を把握するための航空機による調査などを実施中

お問い合わせ先 文部科学省科学技術・学術政策局

原子力安全課防災環境対策室

TEL 03-6734-4039 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-6734-4042



東電福島原子力発電所事故のこと

2

放射線量などの分布マップを継続的に作成します

→3次補正 8億円

今後の住民の健康管理、除染対策などに必要な情報を提供するため、福島県を中心に、詳細な空間線量率の測定や地表面に沈着した放射性物質濃度の調査(放射線量など分布マップの作成)などを実施します。

お問い合わせ先 ▶ 文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室

TEL 03-6734-4039 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-6734-4042

新規

3

学校給食の食材を検査します

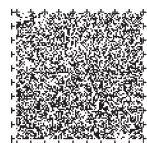
→3次補正 1億円

食品については、出荷段階で検査を行い、出荷制限などの必要な措置がとられています。より一層の安全・安心の観点から、学校給食に使われる食材を検査する自治体の取り組みを支援します。

お問い合わせ先 ▶ 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

TEL 03-6734-2694 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-6734-3794



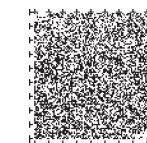
4

原子力災害などについて、みなさまからの質問や相談に応じています

→3次補正 0.6億円

3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力災害に関し、みなさまからの質問や相談などに応じ、正しい原子力災害に係る情報を提供することによりみなさまの不安を取り除くコールセンターを原子力安全・保安院内に設置しています。引き続き、原子力災害に関する質問や相談をコールセンターで受け付けています。

お問い合わせ先 ▶ TEL 03-3501-1505 (月～日 8:00～22:00)



おかねのこと

居住する住宅に著しい被害を受けた世帯に
被災者生活再建支援金を支給しています

→1次補正 520億円

→2次補正 3,000億円

災害により居住する住宅が全壊した、など著しい被害を受けた方々に対し、住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」が、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。支給額はその2つの支援金の合計になります。

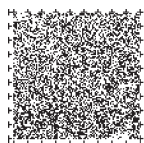
- 1世帯あたりの金額(単身世帯は3/4の額となります)
基礎支援金 全壊など:100万円 大規模半壊:50万円
加算支援金 建設・購入:200万円 補修:100万円 賃借:50万円
※基礎支援金のみを先に申請することも可能です。
※再建方法を変更した場合(賃貸→建替など)、差額分について再申請が可能です。
※郵送で申請することも可能です。
※アパートに賃借して住んでいた場合も含まれます。在留外国人の方にも支援金が支給されます。
※地震や津波ではなく、東電福島第一原子力発電所の事故により避難されている方は本支援金の対象外です。

〈例〉震災で住宅が全壊した後、避難所や賃貸アパートに移り住み、その後新居を建設・購入する場合、支給額は300万円となります。震災で住宅が全壊し、避難所で生活した後、賃貸アパートに移り住んだ場合の支給額は150万円となります。

申請手続きに必要な書類が簡素化されています

- り災証明書は全壊の事実がわかる写真でも結構です
- 住民票の提出が困難な場合、口頭で本人確認などができれば結構です
- 預金通帳の写しは銀行名、支店名、口座番号がわかれば結構です

お問い合わせ先▶ 被災の際に居住していた市町村役場(P52～56参照)



災害弔慰金や災害障害見舞金を支給しています →1次補正 485億円

1 災害弔慰金

災害により死亡された方のご遺族に、弔慰金を支給しています。

- 生計維持者が死亡された場合は500万円
- その他の方が死亡された場合は250万円

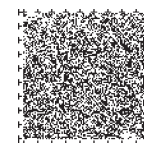
お問い合わせ先▶ 被災の際に居住していた市町村役場(P52～56参照)

2 災害障害見舞金

災害により重度の障害を受けた方に、見舞金を支給しています。

- 生計維持者が重度の障害を受けた場合は250万円
- その他の方が重度の障害を受けた場合は125万円

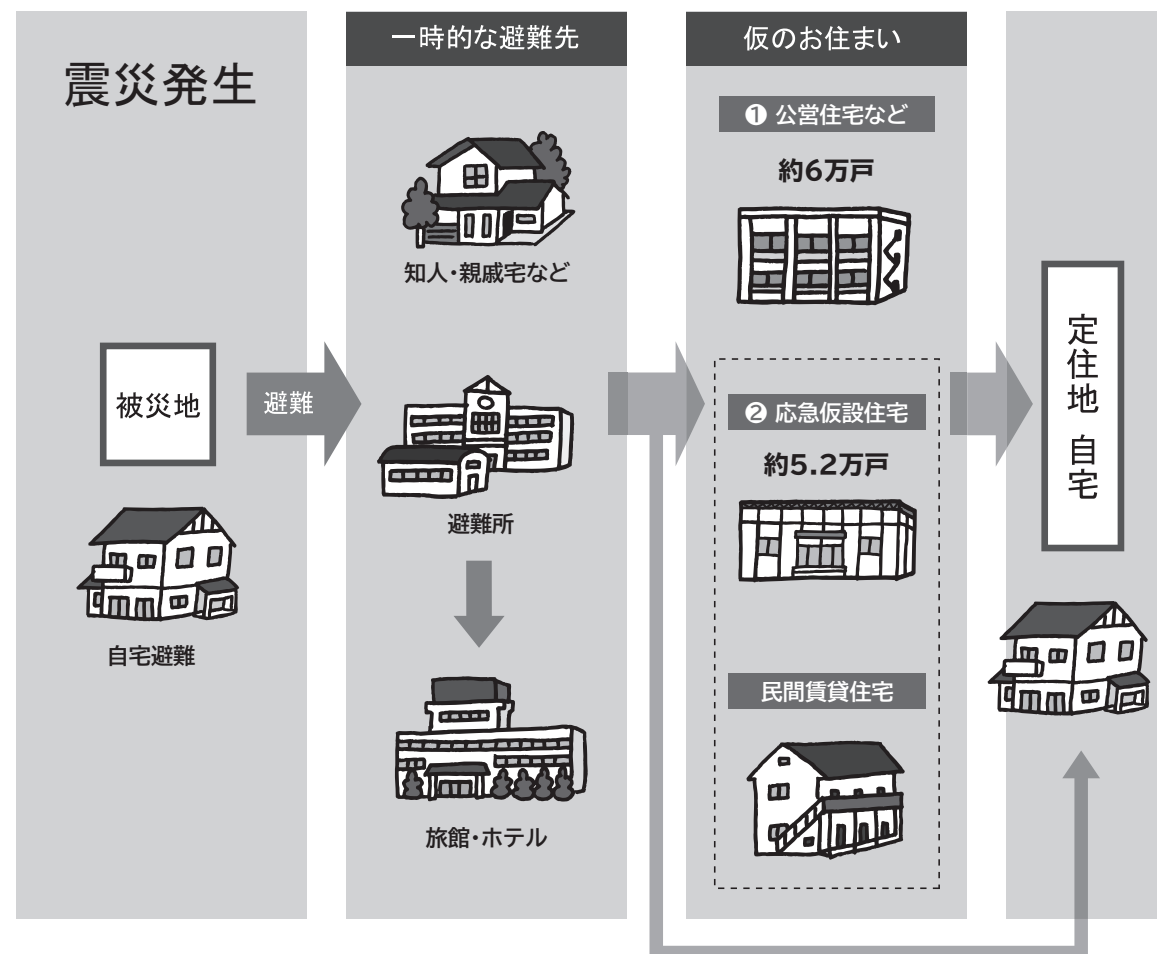
お問い合わせ先▶ 被災の際に居住していた市町村役場(P52～56参照)



住まいのこと

応急仮設住宅を整備しています

→1次補正 3,626億円



① 公営住宅・国家公務員宿舎など

公営住宅・国家公務員宿舎などについては、半年～2年間程度無料で入居可能です（P18参照）。現在約6万戸をご用意しております（11月16日時点の入居済または入居者決定戸数は17,000戸）。

※食費、光熱水費は自己負担となります。

お問い合わせ先 被災者向け公営住宅等情報センター

TEL 03-5229-7633（月～金 10:00～17:00 祝日除く）

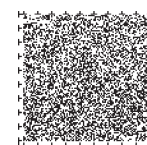
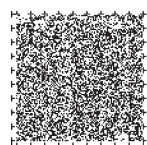
② 応急仮設住宅

応急仮設住宅については、無料で入居可能で、岩手・宮城・福島で約52,000戸（各県の調査による11月14日時点の数値。民間賃貸住宅を除く）をご用意する予定で、11月14日時点の入居済または入居者決定戸数は46,610戸です。

また、みなさまが個人として独自にアパートなどを賃借した場合、申請して一定基準を満たせば、後日、県が応急仮設住宅として借り上げる手続きを取り、家賃は無料となります。民間賃貸住宅への11月14日時点の入居済または入居者決定戸数は63,075戸です。

※食費、光熱水費は自己負担となります。 ※住宅の応急修理との併用はできません。

お問い合わせ先 各市町村役場（P52～56参照）



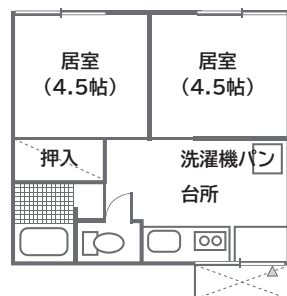
仮設住宅の入居期間の延長が可能になりました

建築工事の完了から最長で2年3カ月とされている仮設住宅への入居期間について、県などの判断で、1年ごとに延長できるようになりました。

■定住地を得るまでの支援の比較

	① 旅館・ホテル	② 公営住宅・ 国家公務員宿舎など	③ 応急仮設住宅	県が借り上げた 民間賃貸住宅
家賃	無料	無料	無料	無料
食費	無料	自己負担	自己負担	自己負担
光熱費	無料	自己負担	自己負担	自己負担
期間	数週間程度	半年～2年間	2年3カ月 ※1年ごとに延長が可能	2年以内

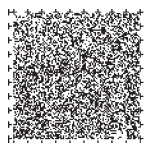
■応急仮設住宅の標準的な間取りイメージ



仮設住宅に関する情報サイト

仮設住宅の着工・完成状況や完成の見通し、岩手県、宮城県、福島県の入居募集状況、設置予定場所や時期について、各県ホームページにリンクして、情報が入手できます。

http://www.mlit.go.jp/report/daisinsai_top.html



自宅が被災した方への融資や修理などの支援策があります

災害復興住宅融資など →1次補正 560億円 →3次補正 1,507億円



①被災されたご自宅の補修・再建資金について、住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資の金利を引き下げています(建設・購入の場合は当初5年間0%、補修の場合は当初5年間1%など)。住宅に被害がなく、宅地だけに被害が生じた方むけの融資制度も新たに設けました(平成27年度末まで)。

②(独)住宅金融支援機構の住宅ローン(旧住宅金融公庫融資、フラット35〈買取型〉を含む)を既に借りている被災者の方に対して、返済期間の延長、払込猶予期間中の金利引き下げなどを行います。

お問い合わせ先 ①関係:住宅金融支援機構(災害専用ダイヤル)

☎0120-086-353 (月～日 9:00～17:00 祝日除く)

FAX 03-5800-8258



住宅金融支援機構
携帯サイト

②関係:お取引金融機関にお問い合わせ下さい。

フラット35Sの金利引下げ →3次補正 159億円



●東日本大震災の被災地において、省エネルギー性が優れた住宅を取得する場合、フラット35Sの当初5年間の金利を1.0%引き下げます。

お問い合わせ先 住宅金融支援機構(災害専用ダイヤル)

☎0120-086-353 (月～日 9:00～17:00 祝日除く)

FAX 03-5800-8258



住宅金融支援機構
携帯サイト

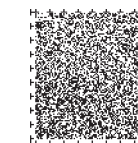
被災住宅の無料相談

●被災した住宅の補修・再建について、無料の相談を受け付けております。まずは「住まいるダイヤル」までお電話ください。

お問い合わせ先 国土交通大臣指定住宅相談窓口

「住まいるダイヤル」(ナビダイヤル)

TEL 0570-016-100 (月～金 10:00～17:00 祝日除く)



自宅が被災した方への融資や修理などの支援策があります

応急修理

- 住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住居の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理について、市町村が52万円まで費用を負担します。事前に各市町村にお申し込みください。

お問い合わせ先 ▶ 各市町村役場(P52～56参照)

既存の住宅ローンについて

- 金融庁は、金融機関に対して、被災者からの貸付条件の変更などの申し込みに対し、積極的に対応するように要請しています。既存の住宅ローンのご相談については、まずはお取引金融機関にお問い合わせください。金融機関の相談窓口一覧は、金融庁ホームページおよび携帯サイトに掲載しております。

お問い合わせ先 ▶ 金融機関の電話相談窓口、もしくは、
金融庁ホームページ東日本大震災関連情報

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>



金融庁
携帯サイト

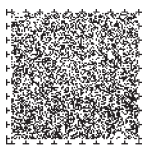
- 平成23年8月22日(月)より、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が適用されています。このガイドラインを利用することで、金融機関と、既存のお借入について弁済方法の変更や債務の減免などを話し合うことができます。また、自己破産などによる、資格制限などの不利益を回避できます。

お問い合わせ先 ▶ 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

(月～金 9:00～17:00 祝日などの銀行休業日除く)

個人版私的整理ガイドラインコールセンター ☎ 0120-380-883

- 東京支部 03-3212-0531
- 青森支部 017-721-1015
- 岩手支部 019-606-3622
- 宮城支部 022-212-3025
- 福島支部 024-526-0281
- 茨城支部 029-222-3521



住宅エコポイント →3次補正 1,446億円



- エコ住宅の新築またはエコリフォームを行う場合に、被災地の特産品など被災地支援商品や環境配慮商品などに交換可能な住宅エコポイントが発行されます(新築は、被災地30万ポイント、被災地以外15万ポイント。エコリフォームは、最大30万ポイント。併せて耐震改修を行うと、更にポイントが15万ポイント加算されます)。

お問い合わせ先 ▶ 住宅エコポイント事務局

TEL 0570-200-121 (IP電話などからのご利用)

ポイント申請前の方はこちら→TEL 03-4334-9256

ポイント申請後の方はこちら→TEL 03-4334-9257



倒壊、流失などした建物の滅失登記に係る手続きの負担を軽減します

→1次補正 9億円

→3次補正 7億円

既に登記されている建物が倒壊などした場合は、通常、その建物の所有者が自ら、法務局に建物の滅失登記を申請することが必要です。

今回の震災によって倒壊などした建物については、建物の所有者からの申請がなくても、登記官が建物の状況を確認の上、滅失登記を行います。

これにより、被災された方の、申請に要する費用面も含めた負担がなくなります。

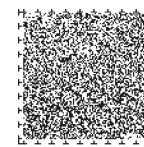
※土地上の建物の存否の情報は、権利関係の整理の検討を行う上で重要です。建物の滅失登記を迅速に行うことが、被災された方が新たな建物を建築・取得し、生活再建を図る上で、有用です。

お問い合わせ先 ▶ 登記相談フリーダイヤル

☎ 0120-227-746 (月～金 8:30～17:15 祝日除く)

法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>



しごとのこと



日本はひとつ
しごとプロジェクト

「日本はひとつ」しごとプロジェクト

被災されたみなさまの仕事と暮らしを日本中がひとつになって支えるため、「日本はひとつ」しごとプロジェクトとして政府をあげた総合対策を推進しています。

拡充

雇用創造のための事業を拡充しました

→1次補正 500億円

→3次補正 2,000億円

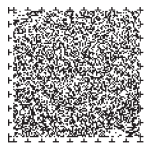
- 被災されたみなさまご自身が、仕事を通じて地域の復興に携わることができる取り組みを行っています。
- 被災された方々を都道府県または市町村が**臨時職員**などとして直接雇用し、または、企業、NPOなどに委託して以下のような事業を実施することができます（この事業による求人は、順次ハローワークなどで募集しています）。
- この事業により、岩手県、宮城県、福島県を中心に全国で約27,000名の方が仕事に就かれています。

—お仕事の一例

- がれきの仕分けや流失した漁具の収集
- 地域のパトロールや清掃
- 証明書の発行や義援金の給付など、市町村役場の事務補助作業
- 避難所や仮設住宅における高齢者の見守りや保健医療サービスの提供
- 子どもの一時的預かりや子育て支援
- 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽

お問い合わせ先 **お近くのハローワーク(P58・59参照)**

※企業、NPOなどの方は、都道府県労働主管部局の各担当窓口



新規

被災地での本格的な雇用の復興を図ります

→3次補正 1,510億円

〈事業復興型雇用創出事業〉

- 国や自治体による各種補助金、融資などの支援の対象となっている事業で被災者を雇用した場合に、雇い入れに係る経費を助成します。

〈生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業〉

- 被災地において高齢者から若者への技能継承、女性・障害者の積極的な活用、地域に根差した働き方ができるなど、働き方のモデルとなるような事業を実施します（この事業による求人は順次ハローワークなどで募集します）。

お問い合わせ先 **お仕事をお探しの方はお近くのハローワーク(P58・59参照)**

※企業、NPOなどの方は各都道府県の雇用主管部局の各担当窓口

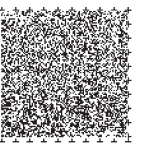
雇用保険の失業給付を拡充しています

→1次補正 2,941億円

- 被災して離職した方だけではなく、**休業**を余儀なくされた方にも**雇用保険**の基本手当を支給しています。
- 被災して離職・休業を余儀なくされた方については、通常の支給日数(90日～330日*)の終了後、**原則60日分の延長**に加え、さらに60日分延長できるようにしています。さらに、10月1日から、被災3県の沿岸地域及び警戒区域・計画的避難区域に居住する方の給付日数を**90日分延長**しています。

※雇用保険の加入期間などによって異なります。

お問い合わせ先 **お近くのハローワーク(P58・59参照)**



未払賃金を立て替えます

→1次補正 149億円

〈未払賃金立替払制度の充実〉

未払賃金立替払制度は、企業が倒産状態となり賃金が支給されない方に、国が企業に代わって、未払の賃金※をお支払い(立替払)するものです。

※対象は未払となっている給与と退職金の総額(2万円未満の場合は除く)のうち80%です。

なお、年齢ごとに上限額が定められています。

- 被災地域の方には、立替払を迅速に行うための申請手続の簡略化などを行いました。

お問い合わせ先 ▶ お近くの労働基準監督署(P57参照)

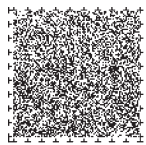
仕事探しや、職業訓練を支援しています

→1次補正 5億円

〈職業転換給付金の充実〉

- お住まいの地域以外[※]の都道府県などで求職活動を行い、職業訓練を受けることができるように、交通費や宿泊料のほか、訓練を受講した場合の手当を受け取れます。

お問い合わせ先 ▶ お近くのハローワーク(P58・59参照)



就職支援を行っています

既卒者の雇用

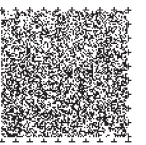
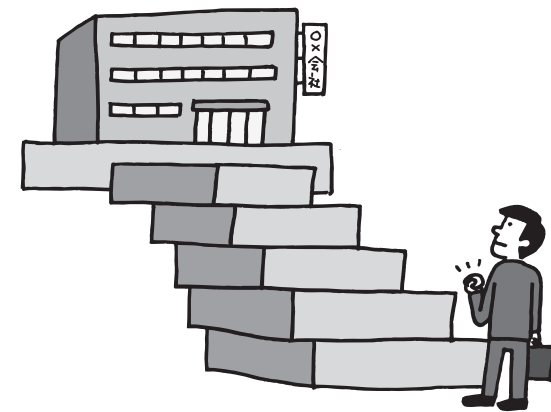
→3次補正 235億円

被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を提出し、採用した事業主に対して支給する、次の奨励金の特例措置について、平成24年度末(平成25年3月末)まで対象期間を延長しました。



- 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金(当初から正規雇用の場合)
正規雇用から6カ月定着した場合の支給額:120万円
利用回数:1事業所当たり最大10回(雇用保険適用事業所単位)
- 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金(有期雇用から正規雇用に移行する場合)
正規雇用から3カ月定着した場合の支給額:60万円

お問い合わせ先 ▶ お近くのハローワークまたは新卒応援ハローワーク(P58・59参照)



障害者の就職・雇用継続

→3次補正 1億円

- ①被災地の障害者については、一定の実習(実習型雇用支援事業)を経て正規雇い入れた企業に対する「正規雇用奨励金」の支給回数を増やします。
(通常2回を3回(計100万円から150万円)に)
- ②障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターについて、支援体制を充実します。

お問い合わせ先 お近くのハローワーク(P58・59参照)

障害者就業・生活支援センター(全国311箇所 ※平成23年11月現在)

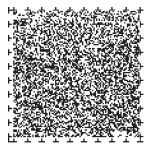
障害者の就業面と生活面の一体的な相談・支援を行います。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/pdf/10.pdf>

地域障害者職業センター(各都道府県)

障害者に対する専門的な支援を提供します。

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html#03>



中高年齢農漁業者を対象とした講習

→3次補正 1億円

- 被災地(岩手県・宮城県・福島県)の農業法人・漁業経営体などが雇用する中高年齢農漁業者に対し、職業的知識の取得のための講習を実施します。
- 雇用する中高年齢農漁業者に当該講習を受講させる農業法人・漁業経営体などには、受講期間の賃金相当分の支援を行います。

お問い合わせ先 厚生労働省職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室

TEL 03-5253-1111(内5850) (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-2278

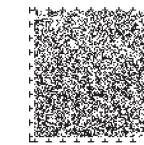
無料で受けられる民間職業紹介事業者の就職支援

→3次補正 1億円

〈長期失業者等総合支援事業〉

- 被災地を中心に求職活動が長期化している方などを対象に、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティングや就職セミナーなどを実施します。

お問い合わせ先 お近くのハローワーク(P58・59参照)





職業能力開発を支援しています

→1次補正 **44億円**

→3次補正 **157億円**

被災された方々の就職を支援するため、

- ①建設関連分野などの公共職業訓練や求職者支援訓練の訓練規模などの拡充。
- ②公共職業能力開発施設で行う学卒者訓練や在職者訓練の**受講料などの負担軽減**。
- ③従業員の能力開発に取り組む被災地の事業主に対し、キャリア形成促進助成金の助成率の引き上げなどを実施。なお、被災地以外でも、震災などの影響で生産量または売上高が減少したことにより、新たな事業展開を行うために従業員の能力開発に取り組む中小企業事業主に対し、助成率の引き上げを実施。
- ④県外の大学院などが行う高度な教育訓練を活用し、中核人材を育成する岩手県、宮城県、福島県の中小企業事業主に対し、訓練経費、住居費を支援。
- ⑤建設現場で即戦力となり得る資格や技能などを習得する合宿型訓練を行う広域職業訓練施設(富士教育訓練センターなど)に対し、建設教育訓練助成金を拡充。

お問い合わせ先 ①公共職業訓練及び求職者支援訓練の受講について

お近くのハローワーク(P58・59参照)

②受講料の負担軽減について

職業訓練を受講する公共職業能力開発施設(P60参照)

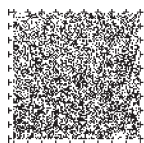
③キャリア形成促進助成金、

④成長分野等人材育成支援事業(県外高度訓練[震災特例])

お近くの労働局(P57参照)

⑤建設労働者の教育訓練・雇用改善の支援について

お近くのハローワーク(P58・59参照)



労働者の安全と健康の確保を支援しています

→1次補正 **17億円**

被災地域の労働者の方々などの安全と健康を確保できるよう、

- ①被災労働者やそのご家族への**メンタルヘルス相談**
- ②被災地の復旧工事での安全確保、アスベストを含む「粉じん」を防ぐための**防じんマスク**を配布、着用の指導方法についての事業者への助言・指導などを行っています。

お問い合わせ先 お近くの労働局(健康安全課)または労働基準監督署(P57参照)

被災労働者やそのご家族のメンタルヘルスの相談について

お近くのメンタルヘルス対策支援センター(P60参照)

また、職場のメンタルヘルス・ポータルサイト

「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)から、メールで相談することもできます。同サイトをご覧ください。



ハローワークの窓口を充実させます

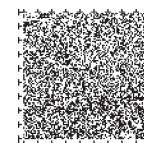
→1次補正 **98億円**

→3次補正 **16億円**

失業された方々への求職活動支援や、雇用保険、雇用調整助成金の円滑な支給、新規学校卒業者などへの就職支援、専門家による心の健康相談、住居・生活に関する情報提供・相談などが十分行えるよう、ハローワークの職員の増員など、窓口強化を図っています。

- ハローワークの全国ネットワークを活用して、被災者向けの求人や、復旧・復興事業関係の求人を積極的に開拓しています。また、被災した方々を積極的に採用する企業による就職面接会を開催しています。
- 仮設住宅などでの出張相談なども行っています。
- 被災された方のうち、職業訓練を希望される方に対して、能力や適性に応じた職業訓練へ誘導し、訓練終了後に担当者制も含めた就職支援を行っています。

お問い合わせ先 お近くのハローワーク(P58・59参照)





賃金不払や労災保険のお悩みをご相談ください

→1次補正 45億円

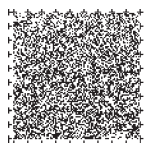
→3次補正 0.5億円

震災に伴う解雇・休業・賃金不払・労災保険給付などの労働条件・労災補償に関する相談・請求や、事業主からの労働保険料の納期限延長などの相談に迅速かつ丁寧に対応できるよう、被災地域の労働局および労働基準監督署における相談・事務処理体制の充実を図っています。

また、東日本大震災および電力不足対策などにより、労働条件の見直しを余儀なくされる事業主や労働者からの相談に対応するため、被災地域および東北電力管内の労働基準監督署の相談体制の充実を図ります。

- 例えば、労働基準監督署に、緊急相談窓口や総合労働相談コーナーを設置します。また、労災保険に関する社会保険労務士などによる出張相談なども行っています。

お問い合わせ先 ▶ お近くの労働局または労働基準監督署(P57参照)



国民年金の保険料が免除されています

以下の方は、ご本人からの申請があった場合、国民年金保険料が免除になります。免除の申請手続きは、平成24年3月末日までに行ってください。

- 被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方(平成23年2月分以降の保険料が該当)

お問い合わせ先 ▶ 各市町村役場またはお近くの年金事務所(P60)



厚生年金、私学共済年金の保険料などが免除されています

事業所や私立学校からの申請があり、下記の条件のいずれにも該当する場合は、被保険者および事業主の厚生年金保険料または私学共済年金掛金が免除になります。

- 平成23年3月11日に特定被災地域に所在していた会社の事業所や私立学校が東日本大震災による被害を受けたこと。
- 被災により、概ね過半の被保険者について賃金が支払われていないこと、又は標準報酬月額の下限に相当する賃金しか支払われていないこと。

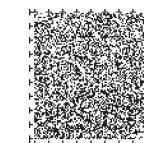
この他、納付が猶予される場合があります。

お問い合わせ先 ▶ 厚生年金について
事業所の所在地を管轄する年金事務所(P60参照)
(ご相談はお近くの年金事務所でも可能です。)

私学共済年金について
日本私立学校振興・共済事業団

TEL 03-3813-5321 (月~金 9:00 ~ 17:30 祝日除く)

FAX 03-3813-5356



医療・福祉のこと

医療・介護・障害福祉の保険料などが減額・免除されます

7月1日以降、被災された方が窓口負担や利用者負担の免除を受けるには、免除証明書などの提示が必要となっていますので、ご加入の医療保険の保険者や市町村の窓口申請してください。

1 医療保険料などの減額・免除

→ 1次補正 864億円

被災者の方で生活にお困りの方は、医療保険の保険料の減額・免除や一部負担金などの窓口負担の免除が受けられます。

〈医療保険の保険料の減額・免除について〉

● 国民健康保険、後期高齢者医療の方

- 住宅が全半壊などの被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- 原発事故により「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域※」に関する指示の対象となっている方
- 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

などが対象。

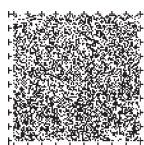
※平成23年9月30日に緊急時避難準備区域に関する指示が解除されましたが、当分の間は取り扱いは変わりません。

お問い合わせ先 ▶ 市町村などの各医療保険者の窓口

● 協会けんぽ、船員保険、健康保険組合の方

- 被災により被保険者への報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所の事業主と、その従業員の方が対象。

お問い合わせ先 ▶ 健康保険組合などの各医療保険者や
地方厚生局保険主管課の窓口



〈一部負担金や食費・居住費の自己負担の免除について〉

- 住宅が全半壊などの被災をした方
 - 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
 - 原発事故により「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域※」に関する指示の対象となっている方
 - 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方
- などが対象。

※平成23年9月30日に緊急時避難準備区域に関する指示が解除されましたが、当分の間は取り扱いは変わりません。

お問い合わせ先 ▶ 医療機関や地方厚生局医療課、各医療保険者の窓口

2 介護保険料などの減額・免除

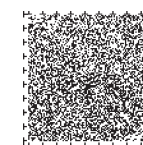
→ 1次補正 275億円

被災者の方で生活にお困りの方は、介護保険の保険料の減額・免除、介護サービスの利用料や施設入所者などの食費・居住費の自己負担の免除などが受けられます。

- 住宅が全半壊などの被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- 原発事故により「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている方
- 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

などが対象。

お問い合わせ先 ▶ 各市町村役場(P52～56参照)



医療・福祉のこと

3 障害福祉サービスの利用者負担などの減額・免除 →1次補正 2億円

被災された障害者などの方で生活にお困りの方は、障害福祉サービスなどの利用者負担や障害者施設入所者の食費・居住費の自己負担の減額・免除が受けられます。

- 住宅が全半壊などの被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- 原発事故により「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている方
- 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方などが対象。

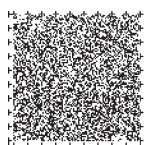
お問い合わせ先 ▶ 各市町村役場(P52～56参照)

仮設住宅などで医療・福祉サービスを提供します

1 仮設診療所の整備補助 →1次補正 14億円

仮設診療所(薬局を併設するものを含む)、仮設歯科診療所、歯科巡回診療車の整備を補助し、仮設住宅などで生活する被災者の方々への診療を確保します。

お問い合わせ先 ▶ 都道府県衛生主管部局の担当窓口
(岩手県・宮城県・福島県の代表 P52～56参照)



2 高齢者や障害者、児童への相談・生活支援 →1次補正 98億円

- 仮設住宅などにお住まいの方に、総合相談、高齢者などのデイサービス、生活支援などを提供する**サービス拠点**を設置しています。
- 避難所などで生活する高齢者や障害者、児童への専門家による相談・生活支援などを行っています。

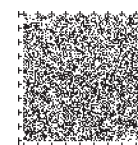
お問い合わせ先 ▶ 都道府県民生主管部局の各事業担当窓口
(岩手県・宮城県・福島県の代表 P52～56参照)



3 心と体の健康支援 →3次補正 57億円

- 保健師、管理栄養士などが被災者の仮設住宅などを訪問し、心身の健康状態のチェック、栄養・食生活指導を行います。
- 避難生活からくるストレス・精神保健上の悩みや相談を看護師、精神保健福祉士、臨床心理士などが仮設住宅や自宅を訪問し、サポートします。

お問い合わせ先 ▶ 県または市町村



医療・保健・福祉サービスなどの復旧・支援を進めています

1 施設の復旧・医療提供体制の再構築など

→1次補正 906億円

→3次補正 1,453億円



- 医療施設・保健衛生施設・福祉施設などの復旧に対する国の補助を引き上げ、健康や福祉を支えるこれら施設の復旧を加速させます。
- 被災した介護、障害福祉、子育て支援関係事業者などの復旧支援のため、事業再開に必要な備品などの諸経費を補助しています。
- 地域医療に甚大な被害を受けた地域において、被災3県が策定する医療の復興計画に基づく、医療機関や医療機関相互の情報連携の基盤の整備などによる医療サービスの提供体制の再構築を支援します。
- 東日本大震災で被害を受けた市町村が行う「地域包括ケア」(日常生活圏で医療・介護などのサービスを一体的・継続的に提供)の体制づくりを支援します。
- 東日本大震災で被害を受けた障害福祉サービス事業所が、引き続き安定したサービスの提供を行うことができるよう、財政支援を行います。

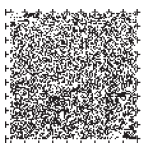
お問い合わせ先 医療関係施設、保健衛生施設など

都道府県衛生主管部局の各施設担当窓口

介護関係施設、障害福祉関係施設、児童関係施設

都道府県、指定都市、中核市の民生主管部局の各施設担当窓口

(岩手県・宮城県・福島県の代表 P52～56参照)



2 医療施設などの電力確保支援

→1次補正 119億円

停電に備え、救命救急センターや介護老人保健施設、重症心身障害児施設などであつて、人工呼吸器などの機器を必要とされる方が入所されている施設である場合などには、自家発電設備の整備を補助しています。

お問い合わせ先 医療関係施設

都道府県衛生主管部局の各施設担当窓口

介護関係施設、障害福祉関係施設

都道府県、指定都市、中核市の民生主管部局の各施設担当窓口

(岩手県・宮城県・福島県の代表 P52～56参照)

3 医療施設・福祉施設などの復旧のための融資

→1次補正 100億円

→2次補正 40億円

被災した医療施設・福祉施設などが抱える二重債務問題に対応し、再建を支援するため、(独)福祉医療機構が行う融資について、震災前から抱えていた債務(旧債務)の条件変更や、新たな借入れ(新債務)の貸付条件の緩和を行います。

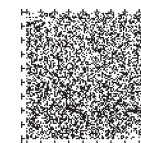
〈旧債務〉

- 被災した施設については、返済猶予(5年間以内)や償還期間の延長を行います。
- 再生の見込みがある施設については、さらなる条件変更(償還期間の延長、金利の見直しなど)を行います。

〈新債務〉

災害復旧のための融資について、第1次補正予算による緩和措置に加えて、さらに、以下のとおり貸付条件を緩和します。

- 融資枠は1,700億円です。



医療・福祉のこと

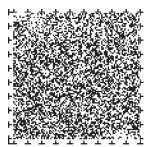
■医療貸付(医療施設・薬局などへの融資条件の優遇)

(建築資金:主な施設に対するもの)

	災害復旧に係る融資		通常の融資
	2次補正による緩和	1次補正による緩和	
貸付限度額	担保額を上限(補助金を除く)	担保額を上限(補助金を除く)	5~7.2億円
償還期間(据置期間)	20~39年以内(5年以内)	20~30年以内(5年以内)	20~30年以内(2~3年以内)
融資率	100%	100%	75~80%
貸付利率 (平成23年4月13日現在)	(病院:病床不足地域で償還期間30年の場合) <5年間> 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える分は通常金利▲0.9% <6・7年目> 通常金利から▲0.9%	(病院:病床不足地域で償還期間30年の場合) <5年間> 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える分は通常金利▲0.9% <6・7年目> 通常金利から▲0.9%	1.6~2.4%
担保額での制限	100%	100%	80%
無担保貸付	1,000万円まで	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%

(経営資金:主な施設に関するもの)

	災害復旧に係る融資		通常の融資
	2次補正による緩和	1次補正による緩和	
貸付限度額	診療(介護)報酬×3カ月	診療(介護)報酬×3カ月	300~1,500万円
償還期間(据置期間)	15年以内(5年以内)	10年以内(2年6カ月以内)	3(10)年以内(6カ月以内)
融資率	100%	100%	75~80%
貸付利率 (平成23年4月13日現在)	(病院) <5年間> 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える分は通常金利▲0.9% <6・7年目>通常金利から▲0.9% <8年目以降>通常金利から▲0.8%	(病院) <5年間> 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える分は通常金利▲0.9% <6・7年目>通常金利から▲0.9% <8年目以降>通常金利から▲0.8%	1.2%
担保額での制限	100%	100%	80%
無担保貸付	3,000万円まで	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%



■福祉貸付(社会福祉施設などへの融資条件の優遇)

(建設資金)

	災害復旧に係る融資		通常の融資
	2次補正による緩和	1次補正による緩和	
貸付限度額	担保額を上限(補助金を除く)	担保額を上限(補助金を除く)	5~7.2億円
償還期間(据置期間)	15~39年以内(2~3年以内)	15~30年以内(2~3年以内)	15~30年以内(2~3年以内)
融資率	100%	100%	75~80%
貸付利率	無利子	無利子	1.6~2.1%
担保額での制限	100%	100%	70%
無担保貸付	1,000万円まで	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%

(経営資金)

	災害復旧に係る融資		通常の融資
	2次補正による緩和	1次補正による緩和	
貸付限度額	診療(介護)報酬×3カ月	診療(介護)報酬×3カ月	300~1,500万円
償還期間(据置期間)	15年以内(5年以内)	10年以内(2年以内)	5年以内(6カ月以内)
融資率	100%	100%	50~80%
貸付利率	<5年間> 無利子 <6・7年目> 通常金利から▲0.9% <8年目以降> 通常金利から▲0.8%	<5年間> 無利子 <6・7年目> 通常金利から▲0.9% <8年目以降> 通常金利から▲0.8%	1.2%
担保額での制限	100%	100%	70%
無担保貸付	3,000万円まで	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%

お問い合わせ先 ▶ 医療貸付:(独)福祉医療機構医療貸付部医療審査課

☎ 0120-3438-63

FAX 03-3438-0659

福祉貸付:(独)福祉医療機構福祉貸付部福祉審査課

☎ 0120-3438-62

FAX 03-3438-0583

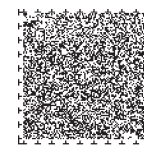
旧債務に関する相談:(独)福祉医療機構顧客業務部顧客業務課

☎ 0120-3438-64 (平日 9:00~19:00 土日祝日 9:00~17:00)

FAX 03-3438-0248

(独)福祉医療機構ホームページ

<http://hp.wam.go.jp>





4 生活衛生関係業者などの復旧のための融資

→1次補正 21億円

→3次補正 31億円

被災した理容店、美容店、クリーニング店など生活衛生関係業者など*の復旧を支援するため、(株)日本政策金融公庫が、設備資金や運転資金を融資しています。

*飲食店営業(そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、その他飲食店)、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業

■東日本大震災復興特別貸付

	現行	拡充
貸付対象	災害貸付 ①直接被害者 ②間接被害者	東日本大震災復興特別貸付 ①直接被害者 ②間接被害者 ③その他震災の影響を受けた者(計画停電、風評など) 原発被害者も対象
貸付限度	3,000万円(上乗せ)	6,000万円(上乗せ)
貸付期間(据置期間)	設備10年 運転10年(組合など) (2年)	設備20年 運転15年(組合など) (5年)
貸付利率	セーフティネット貸付(経営環境変化資金) ③その他震災の影響を受けた者(原発、計画停電、風評など) 基準利率 〈売上減少要件などに該当〉 (当初3年) 1,000万円以内: 基準利率-0.9% 1,000万円超: 基準利率 (4年以降) 基準利率	東日本大震災復興特別貸付 ③その他震災の影響を受けた者(計画停電、風評など) 基準利率 〈被害証明を受けた者〉 (当初3年) 3,000万円以内 ※ ①基準利率-1.4% ②基準利率-0.9% 3,000万円超 ※ ①基準利率-0.5% ②基準利率 (4年以降) ※ ①基準利率-0.5% ②基準利率

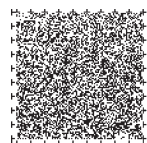
※ G:雇用の維持または拡大
N:売上減少
R:雇用の維持または拡大+売上減少

※ 売上減少などの要件に該当すれば、表示利率より最大0.5%引下げ

お問い合わせ先 日本政策金融公庫

☎0120-154-505 (月~金 9:00 ~ 19:00 祝日除く)

☎0120-220-353 (土日祝日 9:00 ~ 17:00)

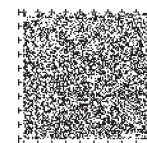
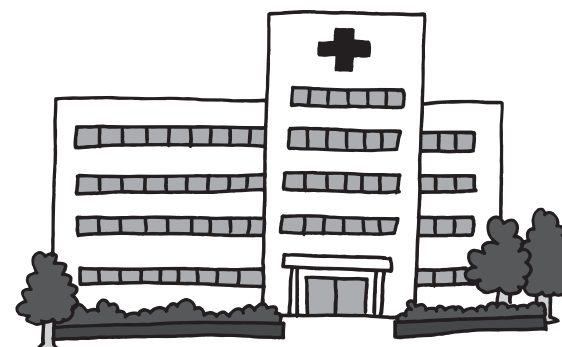


5 医療施設などの耐震化などを推進します

→3次補正 216億円

●災害の発生時にも医療を継続して提供できるよう、災害拠点病院などの耐震化整備などに対して財政支援を行います。

お問い合わせ先 都道府県衛生主管部局の各施設担当窓口
(岩手県・宮城県・福島県の代表 P52~56参照)



子育て・教育のこと

学校施設などの復旧を支援しています

1 被災した公立学校の復旧を進めています

→1次補正 962億円

→3次補正 476億円

応急仮設校舎の整備や比較的被害が軽い施設の早期の復旧に加え、新築復旧(移転復旧を含む)や大規模補修などの事業を支援しています。



- 約2,400校の公立学校を復旧します。
- 国が復旧経費の2 / 3を補助しています。

2 私立学校の復旧を支援しています

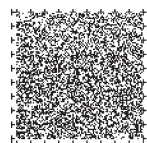
災害復旧 →1次補正 626億円

教育研究活動を早期に復旧できるよう、校地校舎などの復旧・整備を支援しています。

- 約700校の私立学校(幼稚園から大学)を復旧します。
- 国が復旧経費の1 / 2以内を補助しています。

教育研究活動の復旧 →1次補正 212億円

- 被災した私立大学などにおける設備や備品など教育研究活動の復旧経費を国が補助しています。
- 被災した私立幼稚園から高等学校における設備や備品など教育活動の復旧経費の補助を行う都道府県に対し、国が補助しています。



無利子・長期低利融資 →1次補正 226億円

- 被災した私立学校の施設災害復旧にかかる費用および当面の経営資金を確保するため、日本私立学校振興・共済事業団において5年間の無利子およびその後の長期低利融資を実施しています。

3 被災した幼稚園の認定こども園としての再開を支援します

→3次補正 18億円

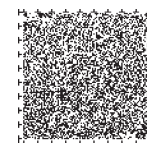
- 被災した幼稚園などを設置する地方公共団体、学校法人などが、幼保一体化施設(認定こども園)としての機能を備えて再開するための施設整備を行う場合に重点的な財政支援を行います。

4 子育て支援サービスの再構築(保育所などの複合化・多機能化の推進)

→3次補正 16億円

- 保育所などの復興に際し、認定こども園や地域子育て支援拠点など子育て関連施設の複合化、多機能化を行う場合に重点的な財政支援を行います。

お問い合わせ先 都道府県民生主管部局の各施設担当窓口
(岩手県・宮城県・福島県の代表 P52~56参照)



拡充

学校施設の耐震化などを推進

→1次補正 340億円

→3次補正 2,048億円

公立学校耐震化及び防災機能強化

- 約4,900棟の耐震化を進めます。
- 国が工事費の一部を補助(1/3~2/3)しています。

私立学校等耐震化等

- 私立学校施設などの耐震改修など防災機能を強化するための整備に係る経費の一部を支援します。
- 国が工事費の1/2または1/3を補助します。

拡充

引き続き子どもの就学支援を実施します

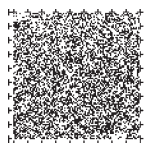
→1次補正 113億円

→3次補正 487億円

幼稚園

震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児に、市町村が保育料、入園料を軽減する事業を国が補助しています。

お問い合わせ先 ▶ 各市町村または各幼稚園



小・中学校

震災により就学困難となった児童生徒に、市町村が学用品費、通学費、学校給食費、医療費などを支給する事業を国が補助しています。

お問い合わせ先 ▶ 各市町村または各学校

高等学校

震災により就学困難となった生徒に、都道府県が行う奨学金事業を国が補助しています。

お問い合わせ先 ▶ 各都道府県または各学校

私立学校

震災により就学困難となった幼児児童生徒に、授業料など減免措置を行う私立学校に補助を行う都道府県に対し、国が補助しています。

お問い合わせ先 ▶ 各都道府県または各学校

特別支援(幼・小・中・高)

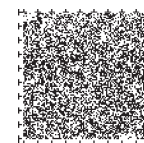
震災により就学困難となった幼児児童生徒に、都道府県などが就学奨励する事業を国が補助しています。

お問い合わせ先 ▶ 各都道府県または各特別支援学校

専修学校・各種学校

震災により就学困難となった生徒に、授業料など減免措置を行う専修学校・各種学校に補助を行う都道府県に対し、国が補助しています。

お問い合わせ先 ▶ 各都道府県または各学校



子育て・教育のこと

被災した大学生などを支援しています

1 無利子の奨学金を貸与しています

→1次補正 35億円

災害や保護者の失職などによって家計が急変した学生に、無利子の奨学金を貸与しています。

お問い合わせ先 ▶ 在学されている各学校の奨学金担当部署



2 授業料などを減額・免除しています

→1次補正 41億円

→3次補正 24億円

被災した学生を対象にした授業料などの減額・免除を補助します。

お問い合わせ先 ▶ 在学されている各国立大学、各国立高等専門学校、各私立大学などの授業料担当部署

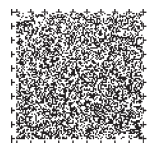


3 介護福祉士・社会福祉士養成施設の学生に学費などを無利子で貸し付けます

→3次補正 17億円

震災により就学支援が必要となった介護福祉士・社会福祉士養成施設の学生を対象に、月額5万円および入学時と卒業時に準備金20万円を無利子で貸し付けます。資格取得後、5年間介護などの業務に従事すれば、返還が免除されます。

お問い合わせ先 ▶ 各都道府県・市町村の社会福祉協議会



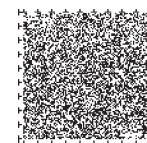
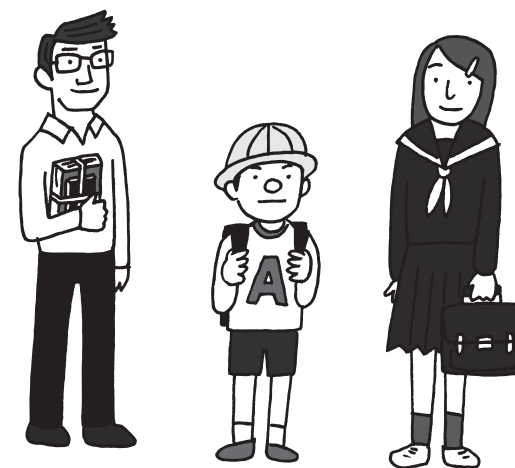
スクールカウンセラーなどを派遣しています

→1次補正 30億円

→3次補正 4億円

被災した幼児児童生徒などの心のケア、教職員・保護者などへの助言・援助などに対応するため、費用を国が全額負担し、スクールカウンセラーなどを被災地などの学校に派遣しています。

併せて、被災地の高校生への進路指導・就職支援や特別支援学校などにおいて被災した児童生徒などの学習活動の充実を図るため、費用を国が全額負担し、進路指導員や外部専門家を派遣します。



女性の悩みのこと

拡充

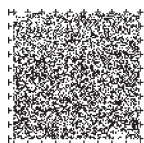
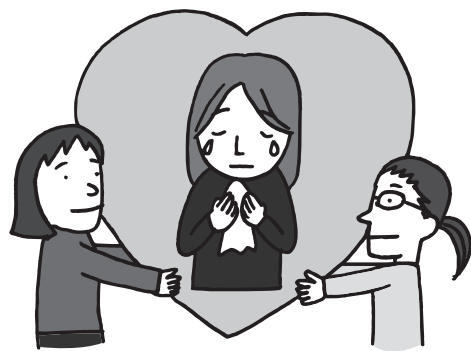
女性の悩みにきめ細かく応じる
相談窓口を設けます

→3次補正 2億円

〈東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業〉

仮設住宅での生活などで女性が抱える様々な不安・悩み・ストレスなどのご相談に、きめ細かく対応するため、岩手県、宮城県、福島県に、臨時の相談窓口を開設します。

- 国は、全国のNPOや男女センターの相談員に対する研修を行い、研修を受けた相談員を被災地に派遣します。
- 電話相談、窓口相談に加えて、相談者の希望に応じて仮設住宅などを訪問しての相談を行います。



既に対応している相談窓口

●女性の心のケア ホットライン・いわて

☎0120-240-261 ※無料(10:00~17:00 土日祝含む・年末年始を除く)

実施期間 平成23年5月10日(火)~平成24年2月10日(金)

※内閣府、岩手県、盛岡市、(社)日本助産師会岩手県支部、岩手生活協同組合、NPO法人参画プランニング・いわて(もりおか女性センター)が協力して実施しています。

●心の相談 ホットライン・みやぎ

☎0120-933-887 ※無料(月~金 8:30~16:45 祝日除く・年末年始を除く) ※男性相談も実施

実施期間 平成23年9月1日(木)~平成24年2月10日(金)

※内閣府、宮城県、NPO法人ハーティ仙台が協力して実施しています。

●配偶者からの暴力:DV相談ナビ

0570-0-55120 (24時間対応ナビダイヤル ※ご希望により相談窓口で電話をおつなぎします)

※性犯罪の被害や捜査に関するご相談は警察までお問い合わせください。

内閣府男女共同参画局のHPに相談窓口の一覧を掲載しています。

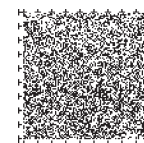
http://www.gender.go.jp/saigai.html#link_madoguchi_link

※今後新たに設置する窓口の情報も、随時掲載してまいります。

お問い合わせ先 ▶ 内閣府男女共同参画局

TEL 03-3581-3349(直) (月~金 10:00~16:00 祝日除く)

FAX 03-3592-0408



がれき・災害廃棄物処理のこと

災害廃棄物の処理を進めます

1 災害廃棄物の処理を支援しています

→1次補正 3,519億円

→3次補正 3,177億円

地方公共団体が行う災害廃棄物(がれきなど)の処理に対する国の補助率を最大9割まで引き上げました。



お問い合わせ先 ▶ 環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

TEL 03-5501-3154 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3593-8263

2 廃棄物処理施設の復旧を支援しています

→1次補正 164億円

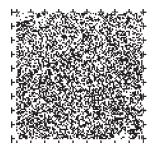
地方公共団体が行うごみ処理施設などの復旧に対する国の補助率を最大9割に引き上げました。

平成23年度補正予算で、被害報告のあった施設の大部分の復旧に着手できる見込みです。

お問い合わせ先 ▶ 環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

TEL 03-5501-3154 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3593-8263



被災地の環境モニタリングを強化します

→1次補正 4億円

→3次補正 7億円

建築物解体やがれき処理などによりアスベストが飛散し、被災した工場などから有害物質などが漏れているおそれがあります。

また、福島第一原子力発電所事故により放射性物質が環境中に放出されました。こうした環境汚染の状況を緊急に調査し、復旧・復興活動に役立てます。

- モニタリングの結果は、調査結果が判明したもののから順次、環境省ホームページに掲載などの方法により公表しています。

お問い合わせ先 ▶ 環境省水・大気環境局大気環境課(アスベスト関係)

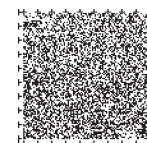
TEL 03-5521-8295 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3580-7173

または同局総務課(アスベスト関係以外)

TEL 03-5521-8288 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3580-7173

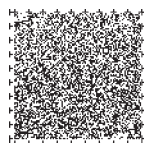


県・市町村役場連絡先一覧

記載の電話番号は代表または災害対策本部など

●岩手県

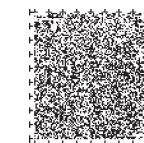
	電話番号	FAX番号
■岩手県	019-651-3111	019-651-4865
盛岡市	019-651-4111	019-622-6211
宮古市	0193-62-2111	0193-63-9114
大船渡市	0192-27-3111	0192-26-4477
花巻市	0198-24-2111 (内線476、472)	0198-24-0259
北上市	0197-64-2111 (内線3595、3596)	0197-63-7023
久慈市	0194-52-2111 (内線611、612)	0194-52-3653
遠野市	0198-62-2111	0198-62-3047
一関市	0191-21-2111	0191-21-2164
陸前高田市	0192-54-2111	0192-54-3888
釜石市	0193-22-2111	0193-22-2686
二戸市	0195-23-3111	0195-25-5160
八幡平市	0195-76-2111	0195-75-0469
奥州市	0197-24-2111	0197-22-2533
雫石町	019-692-2111	019-692-1311
葛巻町	0195-66-2111	0195-66-2101
岩手町	0195-62-2111	0195-62-3104
滝沢村	019-684-2111	019-684-5792
紫波町	019-672-2111	019-672-2311
矢巾町	019-697-2111	019-611-2539
西和賀町	0197-82-2111	0197-82-3111
金ヶ崎町	0197-42-2111	0197-42-2580
平泉町	0191-46-2111	0191-46-5575
住田町	0192-46-2111	0192-46-3515
大槌町	0193-42-2111	0193-42-3855
山田町	0193-82-3111	0193-82-4989
岩泉町	0194-22-2111	0194-22-3562
田野畑村	0194-34-2111	0194-34-2632



普代村	0194-35-2111	0194-35-3017
軽米町	0195-46-2111	0195-46-2335
野田村	0194-78-2111	0194-78-3995
九戸村	0195-42-2111	0195-42-3120
洋野町	0194-65-2111	0194-65-4334
一戸町	0195-33-2111	0195-33-3770

●宮城県

	電話番号	FAX番号
■宮城県	022-211-2111	—
仙台市	022-261-1111	022-268-4311
石巻市	0225-95-1111	0225-22-4995
塩竈市	022-364-1111	022-367-3124
気仙沼市	0226-22-6600	0226-24-3566
白石市	0224-25-2111	0224-24-4861
名取市	022-384-2111	022-384-4192
角田市	0224-63-2111	0224-62-4829
多賀城市	022-368-1141	022-368-8104
岩沼市	0223-22-1111	0223-24-0897
登米市	0220-22-2111	0220-22-9164
栗原市	0228-22-1122	0228-22-0313
東松島市	0225-82-1111	0225-82-8143
大崎市	0229-23-2111	0229-24-9595
蔵王町	0224-33-2211	0224-33-4159
七ヶ宿町	0224-37-2111	0224-37-2468
大河原町	0224-53-2111	0224-53-3818
村田町	0224-83-2111	0224-83-5740
柴田町	0224-55-2111	0224-55-4172
川崎町	0224-84-2111	0224-84-6789
丸森町	0224-72-2111	0224-72-1540
亶理町	0223-34-1111	0223-34-7341
山元町	0223-37-1111	0223-37-4144
松島町	022-354-5701	022-354-3140



県・市町村役場連絡先一覧

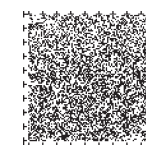
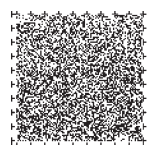
記載の電話番号は代表または災害対策本部など

	電話番号	FAX番号
七ヶ浜町	022-357-2111	022-357-5744
利府町	022-767-2111	022-767-2100
大和町	022-345-1111	022-345-4852
大郷町	022-359-3111	022-359-3287
富谷町	022-358-3111	022-358-2259
大衡村	022-345-5111	022-345-4853
色麻町	0229-65-2111	0229-65-2685
加美町	0229-63-3111	0229-63-2037
涌谷町	0229-43-2111	0229-43-2693
美里町	0229-33-2111	0229-33-2402
女川町	0225-54-3131	0225-53-5483
南三陸町	0226-46-2600	0226-46-5348

●福島県

	電話番号	FAX番号
■福島県	024-521-1111	—
福島市	024-535-1111	024-536-4370
会津若松市	0242-39-1111	0242-39-1236
郡山市	024-924-2491	024-924-7104
いわき市	0246-22-1111	0246-22-1145
白河市	0248-22-1111	0248-27-2577
須賀川市	0248-75-1111	0248-75-2978
喜多方市	0241-24-5221	0241-25-7073
相馬市	0244-37-2121	0244-35-4196
二本松市	0243-23-1111	0243-22-4479
田村市	0247-81-2111	0247-81-2522
南相馬市	0244-24-5232 0244-22-2111	0244-24-5214
伊達市	024-575-1111	024-575-2570
本宮市	0243-33-1111	0243-34-2724
桑折町	024-582-2111	024-582-2479
国見町	024-585-2111	024-585-2707

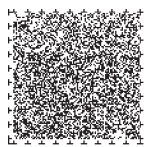
川俣町	024-566-2111	024-566-2438
大玉村	0243-48-3131	0243-48-3137
鏡石町	0248-62-2111	0248-62-6553
天栄村	0248-82-2111	0248-82-2718
下郷町	0241-69-1122	0241-67-3340
檜枝岐村	0241-75-2311	0241-75-2460
只見町	0241-82-5050	0241-82-2117
南会津町	0241-62-6100	0241-62-1288
北塩原村	0241-23-3111	0241-25-7358
西会津町	0241-45-2211	0241-45-4199
磐梯町	0242-74-1221	0242-73-2115
猪苗代町	0242-62-2111	0242-62-2123・5175
会津坂下町	0242-84-1503	0242-83-0349
湯川村	0241-27-8800	0241-27-3760
柳津町	0241-42-2112	0241-42-3470
三島町	0241-48-5511	0241-48-5544
金山町	0241-54-5111	0241-54-2117
昭和村	0241-57-2111	0241-57-3044
会津美里町	0242-55-1122	0242-55-1199
西郷村	0248-25-1111	0248-25-2689
泉崎村	0248-53-2111	0248-53-2958
中島村	0248-52-2111	0248-52-2170
矢吹町	0248-42-2111	0248-42-2587
棚倉町	0247-33-2111	0247-33-3715
矢祭町	0247-46-3131	0247-46-3155
塙町	0247-43-2111	0247-43-2116
鮫川村	0247-49-3111	0247-49-2651
石川町	0247-26-2111	0247-26-0360
玉川村	0247-57-3101	0247-57-3952
平田村	0247-55-3111	0247-55-2452
浅川町	0247-36-4121	0247-36-2895
古殿町	0247-53-3111	0247-53-3154
三春町	0247-62-2111	0247-61-1110
小野町	0247-72-2111	0247-72-3121



県・市町村役場連絡先一覧

記載の電話番号は代表または災害対策本部など

	電話番号	FAX番号
広野町	0246-43-1331	0246-43-7725
楢葉町 美里出張所	0242-56-2155	0242-56-2188
楢葉町 いわき出張所	0246-46-2551・2552	0246-46-2553
富岡町 ビッグパレットふくしま	0120-336-466	024-946-1732
川内村 ビッグパレットふくしま	024-946-3375 ・3378・3382・8828 0120-38-2119	024-947-8531
大熊町 会津若松出張所	0242-26-3844	0242-26-3794
双葉町 埼玉支所	0480-73-6880 0120-455-770	0480-73-6926
浪江町 二本松事務所	0243-62-0123	0243-22-4261
葛尾村 三春出張所	0247-61-2850	0247-62-0282
三春の里出張所	0247-61-2860	0247-62-3966
新地町	0244-62-2111	0244-62-3194
飯館村 飯野出張所	024-562-4200	024-562-2466



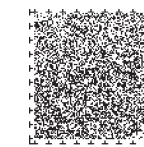
お問い合わせ先一覧

●労働基準監督署

	電話番号	FAX番号
〈岩手県〉 盛岡	019-621-5115	019-621-5116
宮古	0193-62-6455	0193-62-6456
釜石	0193-23-0651	0193-23-0653
花巻	0198-23-5231	0198-23-5233
一関	0191-23-4125	0191-23-4126
大船渡	0192-26-5231	0192-26-5232
二戸	0195-23-4131	0195-23-4132
〈宮城県〉 仙台	022-299-9071	022-299-9078
石巻	0225-22-3365	0225-22-3368
石巻(気仙沼臨時窓口)	0226-25-6921	0226-22-7662
古川	0229-22-2112	0229-23-7968
大河原	0224-53-2154	0224-53-2188
瀬峰	0228-38-3131	0228-38-3132
〈福島県〉 福島	024-536-4610	024-536-4614
郡山	024-922-1370	024-922-1487
いわき	0246-23-2255	0246-25-1097
会津	0242-26-6494	0242-26-6496
白河	0248-24-1391	0248-24-1393
須賀川	0248-75-3519	0248-75-3520
会津(喜多方)	0241-22-4211	0241-22-4212
相馬	0244-36-4175	0244-36-4176
富岡	0246-35-0050	0246-22-1230

●労働局

	電話番号	FAX番号
〈岩手県〉 岩手労働局	019-604-3001(代)	019-604-1531
〈宮城県〉 宮城労働局	022-299-8833(代)	022-299-8846
〈福島県〉 福島労働局	024-536-4600(代)	024-535-6595

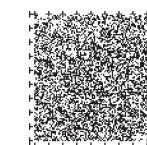
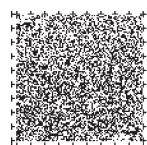


お問い合わせ先一覧

●ハローワーク

	電話番号	FAX番号
〈岩手県〉		
盛岡	019-651-8811	019-654-9305
沼宮内	0195-62-2139	0195-62-1312
釜石	0193-23-8609	0193-23-1572
遠野	0198-62-2842	0198-62-1079
宮古	0193-63-8609	0193-62-2267
花巻	0198-23-5118	0198-22-5477
一関	0191-23-4135	0191-26-3418
水沢	0197-24-8609	0197-22-3807
北上	0197-63-3314	0197-63-7734
大船渡	0192-27-4165	0192-27-0134
二戸	0195-23-3341	0195-25-4782
久慈	0194-53-3374	0194-53-6174
盛岡新卒応援ハローワーク	019-653-8609	019-653-8608
〈宮城県〉		
仙台	022-299-8811	022-299-8830
大和	022-345-2350	022-345-0596
石巻	0225-95-0158	0225-22-2442
石巻(立町臨時庁舎)		
職業相談コーナー	0225-21-5390	0225-94-9501
高卒(予定)者相談コーナー	0225-21-5391	0225-94-9540
塩釜	022-362-3361	022-362-1531
古川	0229-22-2305	0229-22-2353
大河原	0224-53-1042	0224-52-3989
白石	0224-25-3107	0224-25-8977
築館	0228-22-2531	0228-22-6892
迫	0220-22-8609	0220-22-9579
気仙沼	0226-41-6720	0226-22-9241
仙台新卒応援ハローワーク	022-726-8055	022-726-8058
〈福島県〉		
福島	024-534-4121	024-534-0423

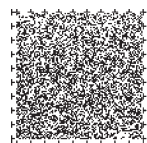
平	0246-23-1421	0246-22-1088
磐城	0246-54-6666	0246-54-6667
勿来	0246-63-3171	0246-77-0165
会津若松	0242-26-3333	0242-38-2332
南会津	0241-62-1101	0241-63-1056
喜多方	0241-22-4111	0241-22-3881
郡山	024-942-8609	024-941-1940
白河	0248-24-1256	0248-23-4749
須賀川	0248-76-8609	0248-75-4930
相双	0244-24-3531	0244-24-3532
相馬	0244-36-0211	0244-37-2376
富岡(ハローワーク平に併設)	0246-24-3055	0246-22-1088
二本松	0243-23-0343	0243-62-2737
福島新卒応援ハローワーク	024-534-0466	024-534-0441



お問い合わせ先一覧

●年金事務所

	電話番号	FAX番号
〈岩手県〉		
一関年金事務所	00191-23-4246(代)	0191-31-1229
二戸年金事務所	0195-23-4111(代)	0195-23-8829
花巻年金事務所	0198-23-3351(代)	0198-24-1929
宮古年金事務所	0193-62-1963(代)	0193-64-0029
盛岡年金事務所	019-623-6211(代)	019-622-3329
〈宮城県〉		
石巻年金事務所	0225-22-5115(代)	0225-93-8529
大河原年金事務所	0224-51-3112(代)	0224-51-3117
仙台北年金事務所	022-224-0892(代)	022-728-9129
仙台東年金事務所	022-257-6112(代)	022-257-6125
仙台南年金事務所	022-246-5117(代)	022-304-1729
古川年金事務所	0229-23-1200(代)	0229-23-2729
〈福島県〉		
会津若松年金事務所	0242-27-5321(代)	0242-27-4429
郡山年金事務所	024-932-3434(代)	024-938-4429
白川年金事務所	0248-27-4161(代)	0248-27-4129
相馬年金事務所	0244-36-5172(代)	0244-36-1229
平年金事務所	0246-23-5611(代)	0246-25-0729
東北福島年金事務所	024-535-0141(代)	024-535-3529



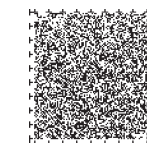
●公共職業能力開発施設

	電話番号	FAX番号
〈青森県〉		
青森職業能力開発促進センター	017-777-1234	017-777-1187
東北職業能力開発大学校附属 青森職業能力開発短期大学校	0173-37-3201	0173-37-3203
〈岩手県〉		
岩手職業能力開発促進センター	0198-23-5354	0198-22-4139
〈宮城県〉		
宮城職業訓練支援センター	022-792-8039	022-299-5315
東北職業能力開発大学校	0228-22-2082	0228-22-2432
〈福島県〉		
福島職業能力開発促進センター	024-534-3637	024-534-3638
いわき職業能力開発促進センター	0246-26-1231	0246-26-1237
会津職業能力開発促進センター	0242-26-0515	0242-26-1585
〈茨城県〉		
茨城職業能力開発促進センター	0297-22-8800	0297-22-8822

(都道府県がおこなう公共職業訓練については各都道府県にお問い合わせ ください)

●メンタルヘルス対策支援センター

	電話番号	FAX番号
〈岩手県〉	019-652-1466	019-652-1466
〈宮城県〉	022-267-4671	022-267-4283
〈福島県〉	024-529-6150	024-529-6152



第3次補正予算における新規・拡充項目

● = 新規項目

● = 拡充項目

東電福島原子力発電所事故のこと

- 学校給食の食材を検査します…10

お金のこと

- 災害援護資金などが無利子で借り入れできます…14

住まいのこと

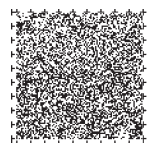
- 自宅が被災した方への融資や修理などの支援策があります…19
- 倒壊、流失などした建物の滅失登記に係る手続の負担を軽減します…21

しごとのこと

- 雇用創造のための事業を拡充しました…22
- 被災地での本格的な雇用の復興を図ります…23
- 就職支援を行っています…25
- 職業能力開発を支援しています…28
- ハローワークの窓口を充実させます…29
- 賃金不払や労災保険のお悩みをご相談下さい…30

年金のこと

- 国民年金の保険料が免除されています…31
- 厚生年金、私学共済年金の保険料などが免除されています…31



医療・福祉のこと

- 心と体の健康支援…35
- 施設の復旧・医療提供体制の再構築など…36
- 生活衛生関係業者などの復旧のための融資…40
- 医療施設などの耐震化などを推進します…41

子育て・教育のこと

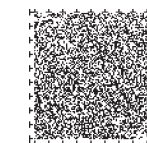
- 被災した公立学校の復旧を進めています…42
- 被災した幼稚園の認定こども園としての再開を支援します…43
- 子育て支援サービスの再構築…43
- 学校施設の耐震化などを推進…44
- 引き続き子どもの就学支援を実施します…44
- 授業料などを減額・免除しています…46
- 介護福祉士・社会福祉士養成施設の学生に学費などを無利子で貸し付けます…46
- スクールカウンセラーを派遣しています…47

女性の悩みのこと

- 女性の悩みにきめ細かく応じる相談窓口を設けます…48

がれき・災害廃棄物処理のこと

- 災害廃棄物の処理を支援しています…50
- 被災地の環境モニタリングを強化します…51



※「拡充」は、既にある政策について、予算の増額、対象の拡大、適用期間の延長などを行ったものです。